

平成 26 年度「早期からの教育相談・支援体制構築事業」
成果報告書

団体名	千葉県教育委員会
-----	----------

概 要

1 事業の概要

(1) 県の取組

①「早期相談支援・ウェブサイト検討チーム」による支援

大学教授、幼稚園・保育所の関係者、支援機関職員、関係課職員等からなるチームを結成し、南房総市の取組に対して助言するとともに、ウェブサイト等の作成に向けた検討や、平成 27 年度版保護者向け早期相談支援リーフレットの作成を行った。また、保護者向け早期相談支援（就学に関する情報編）Q&A の作成について検討した。

②「平成 27 年度版早期相談支援リーフレット」の配布（平成 24 年度作成したものを修正）

発達障害のある幼児に関する保護者向けのリーフレットを印刷し、市町村等に配布した。

③「特別支援教育実践発表会」の実施

南房総市等の取組を発表する機会を設け、その研究成果を県内の教育関係者に広く周知した。

(2) 南房総市の取組

①「第二段 組織再編（課内業務の再編）」の実施

平成 25 年度に新設した「子ども教育課」の業務分担の見直しを図り、乳幼児期から学齢期にかけての相談活動の滑らかな接続を図った。

②「教育支援相談員」の増員

保護者の願いを聞き、児童生徒等を中心とした支援体制をコーディネートする教育支援相談員を 1 名増員した。

③「保護者相談」の実施

乳幼児健診（1 歳 6 か月児・3 歳児）、就学時健診、子育て支援センター、教育委員会相談室にて保護者相談を実施した。保健師、保育士、家庭児童相談員等、対応する相談員を増員した。

④「専門性の向上」のための研修の実施

ア：教育支援相談員が、公立保育所・私立保育園・公立幼稚園・公立学校に対し定期巡回相談として訪問した。要請があった場合にも、教育支援相談員又は就学支援コーディネーターが巡回相談として訪問した。また、児童生徒等の支援のための具体的な方法について研修を実施した。

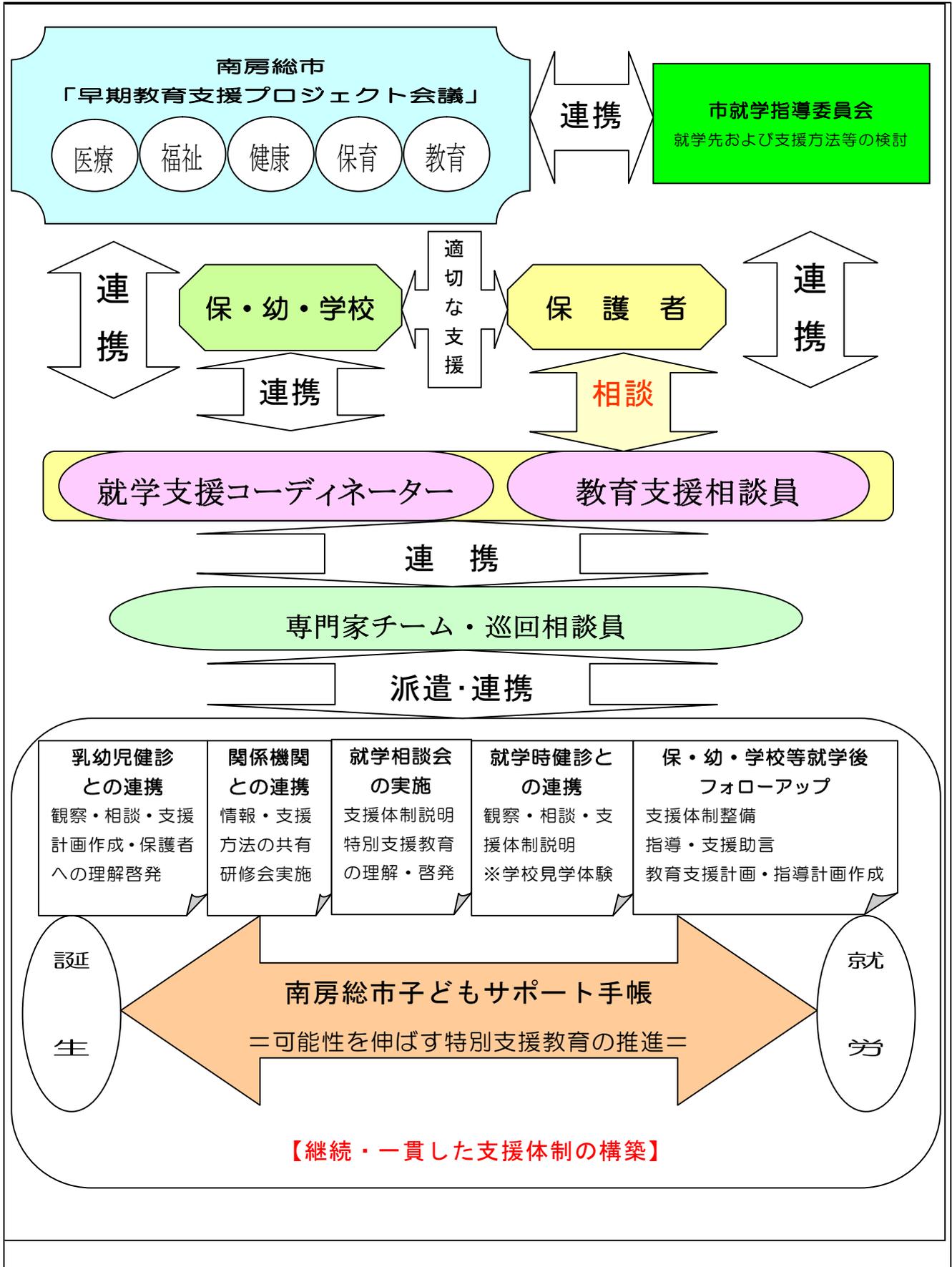
イ：市独自の研修を開催した。研修対象を特別支援学級担当等だけでなく、通常の学級担任にも広げた。

ウ：全幼稚園の家庭教育学級にて、保護者を対象に障害理解を深めるため、発達の段階を意識した「親子体操」の実施と「子育てについての講話」を実施した。

⑤「子どもサポート手帳」の配布

「子どもサポート手帳」の活用に向けて、配布方法や活用方法等について関係者で研修を行った。

<事業の概念図>



2 事業の成果

《県の取組》

① 「早期相談支援・ウェブサイト検討チーム」による支援

南房総市の取組について会議で取り上げ、意見交換をすることで、研究を推進する上での参考となった。また、保護者支援の在り方についても活発な意見交換があり、保護者向け早期相談支援リーフレットの内容を大幅にリニューアルし、充実が図られた。配布先を、中学校・高等学校にも拡大し、平成27年度版保護者向け早期相談支援リーフレットの周知を図った。

さらに、保護者向け早期相談支援（就学に関する情報編）Q&Aを作成し、県ホームページに掲載することにより、県内一律に、就学に関する共通した基礎的な情報を提供することができた。

② 「平成27年度版早期相談支援リーフレット」の配布

内容の見直しを図り、大幅にリニューアルしたリーフレットを市町村を通じて、3歳児を持つ保護者全員を対象に配布した。一人でも多くの保護者が、関係機関に気軽に相談できるように、相談を促す言葉や、表紙カット等を工夫した。

③ 「特別支援教育実践発表会」の実施

県内の教育関係者約280名の参加を得て開催した。早期相談支援等の必要性や取組について広く情報提供をすることができた。発表した市町に対しての質問が複数あり、市町間の横のつながりをつくる1つのきっかけとなった。

《南房総市の取組》

① 「第二段 組織再編（課内業務の再編）」の実施

学齢での子供の捉えを外し、「教育係」と「支援係」に再編したことにより、相談活動の連続性が図られ、園や学校等での保育・教育を支える仕組みが整った。

② 「教育支援相談員」の増員

中学校教員の経験をもつ相談員を1名増員し、児童生徒への直接相談も行った。信頼関係を築くことができ、不登校が解消された事例も出た。

③ 「保護者相談」の実施

子育て等に悩む保護者に就学支援コーディネーターや教育支援相談員が寄り添うことで、前向きな子育てへと変える手助けとなっている。

④ 「専門性の向上」のための研修の実施

ア：課題のある乳幼児に対しての継続的な支援が、適切な支援体制作り結びついている。

イ：独自の研修を通して、管理職を中心とし、「使命感」や「自覚」のある教職員が育ってきている。また、保育所（園）、幼稚園職員の研修会要請の声が高まってきた。

⑤ 「子どもサポート手帳」の配布

市行事ではコーナーを設置し、関係機関には研修や訪問を通して周知・活用を図った。また、保健師・就学支援コーディネーター・教育支援相談員による保護者相談等で周知・活用を図ることで、少しずつ広まってきている。活用者は1歳から16歳と幅広い。

3 事業の課題とその解決のために必要な取組

大胆な組織再編により、子育て・教育の一元化が図られ、乳幼児への早期からの支援が容易にできる環境が整った。また、3年間の事業の取組から保護者のポジティブな子育てを支援し、保育所（園）・幼稚園・学校等の保育士・教職員の資質や使命感の向上も図られている。今年度末で委託事業終了を迎えるに当たって、早期支援を更に推進していくため、乳幼児・児童生徒に関わる全ての大人の気付きを高め、それが早期支援へつながるような仕組み作りとその運営の充実に努めていく。

【課題1】

家庭から保育所、保育所から幼稚園、幼稚園から小学校、小学校から中学校への「移行期支援」を充実させる。

【取組】

ア 乳幼児健診及び就学時健診を最大限に生かすケース

- ① 健診担当保健師の保育所（園）訪問を行い、健診前後の連携を確実にする。
- ② 健診後の継続支援のため、保育所（園）長、幼稚園長、子育て支援センター保育士、保健師、指導主事で構成する「移行期支援会議」を地区ごとに立ち上げる。

イ 部局を超えて相談者側の更なる連携を図る。

- ① 保健師、保育士、幼稚園教諭等の合同研修会を実施する。
- ② 保健師を専門家チームの就学支援コーディネーターとして、保育所（園）・幼稚園へ積極的に派遣する。

【課題2】

「子どもサポート手帳」を子育て・教育の有効なツールとする。

【取組】

ア 配布対象が希望する保護者であるため、活用の広がりが十分ではないという課題がある。現在のような希望者への配布では、子どもサポート手帳を手にする保護者には、ある種の「覚悟」が必要であり、精神的な負担も考えられる。その負担を和らげる配布方法を検討する。

- ① 乳幼児健診で配布の趣旨や活用の仕方について、説明を加えながら全員に配布する。
- ② 子育て支援センターでの「活用の仕方教室」の開催をする。
- ③ 健診時や健康相談時、入園説明会等、機を捉え対象者全員に活用を呼び掛かる。
- ④ 全員配布を前提に、活用しやすい（健診や発達の様子）内容への改訂を検討する。

イ 子どもサポート手帳は保護者が管理する「教育支援計画」である。移行期の支援には欠かせないツールであることを各機関及び相談者に強く周知する。

- ① 各種研修会で「活用の仕方」研修を実施する。
- ② 保育所（園）・学校等での支援会議に活用する。